

社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事の内、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員の内、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事でこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者に対しては、報酬は支給しない。但し、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月20日とする。（但し、そ

の日は土曜、日曜又は祝日の場合は、職員給与規程第7条の規定に準じる)

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に（死亡により退任した者にあつては、その遺族に）支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もつて支払うことができるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもつて、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によつて行ふ。

附則

この規程は、平成19年3月20日より適用する。

この規程の変更は、平成29年6月15日より適用する。

別表第1（常勤理事の報酬）

役職名	報酬額
理事長	支給しない
業務執行理事	支給しない
理事	支給しない

別表第2（非常勤役員の報酬）

理事	
理事会等会議出席の都度	3,000円

監事	
理事会等会議出席の都度	3,000円
監事監査等指導報酬	8,000円

別表第3（評議員の報酬）

評議員	
評議員会等会議出席の都度	5,000円